

春の火災予防運動 3月1日(水)~7日(火)

防火意識を高めて火災を防ごう!

統一標語「あなたです火のあるくらしの見はり役」



一人暮らしの高齢者には、隣近所の人が気を付けてあげ

う
高年齢者の部屋は、一つだけだけでなく、二つの方向に避難できるようにしておきましょう
注意すべきポイントは次の2点です。
高年齢者の部屋は、一つだけだけでなく、二つの方向に避難できるようにしておきましょう

日ごろから訓練を
いざ火災が起きると、慌ててしまい何もできなくなりま
す。日ごろから自治会や事業
所で行う訓練に積極的に参加
しましょう。
高年齢者を
火災から守ろう
火災で亡くなる半数以上は
高年齢者(65歳以上)です(表
1参照)。
注意すべきポイントは次の
2点です。

私たちの大事な財産や、時には生命をも奪う恐ろしい火災。今年に入ってからも、兵庫県姫路市の住宅火災で5人の子どもの命がなくなったり、長崎県大村市のグループホーム火災で7人の高年齢者が亡くなるなど、子どもや高年齢者が犠牲になる火災が相次いで発生しています。
「自分たちは大丈夫」と思っている、ほんのわずかな油断から火災を発生させてしま
うかもしれない。しかし、火災は私たちのしっかりとした「防火意識」や周囲の人た
ちとの「連携」で、未然に防ぐことも可能なのです。
3月1日(水)~7日(火)の1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われます。
ぜひこの機会に、皆さんのご家庭でも防火についての話し合いをしてみたいかがで
しょうか。
詳しくは東久留米消防署予防課 ☎71・0119へ。

表1 住宅火災における年齢別死者の発生状況
(自損行為による死者の数を除く)

| 区分 | 合計 | 0歳 ~5歳 | 6歳 ~64歳 | 65歳 以上 | 不明 |
|-----|------|-----------|------------|-----------|------|
| 人数 | 839人 | 39人 | 329人 | 471人 | 0人 |
| 構成比 | 100% | 4.6% | 39.2% | 56.1% | 0.0% |

総務省消防庁「平成17年(1月~9月)における火災概要(概数)」より

表2 住宅火災における出火原因別死者の発生状況

| 原因別 | 件数 | 原因別 | 件数 |
|-----------|-----|---------|-----|
| たばこ | 166 | 配線器具 | 10 |
| 放火 | 135 | 風呂かまど | 8 |
| ストーブ | 88 | 電気機器 | 4 |
| こんろ | 57 | たき火 | 2 |
| 放火の疑い | 54 | 溶接機・切断機 | 2 |
| 電灯・電話等の配線 | 25 | かまど | 1 |
| 灯火 | 22 | 電気装置 | 1 |
| マッチ・ライター | 19 | 取灰 | 1 |
| 火あそび | 14 | その他 | 35 |
| こたつ | 11 | 不明・調査中 | 336 |

合計991件。総務省消防庁「平成17年(1月~9月)における火災概要(概数)」より

協力し合える
地域づくりを
日ごろから地域の人と交流
をし、住民同士の連帯感と防
火意識を高め、いざという
時に

放火にご注意
放火や放火の疑いによる火
災が、出火原
因の上位を占
めています
(表2参照)。
家の周りには
燃えやすい物
を置かないようにしましょう。



ため、隣近所の協力体制をつくる

「4つの対策」逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。高年齢者や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

火の用心
7つのポイント
「3つの習慣」寝たばこは絶対にしてはいけない。ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
毎年、建物火災は3万件以上発生しており、そのうちの約6割は「住宅火災」が占めています。また、建物火災による死者の約9割は、この住宅火災によるものです。
このような火災による被害を未然に防ぐため、16年に消防法が改正され、住宅に「住宅用火災警報器等」の設置が義務付けられました。市でも16年9月に火災予防条例が改

住宅用火災警報器



すべての住宅に設置が義務付けられます

甲種防火管理再講習制度

~複雑、高度化する防火管理物への対応を図るために~

15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、5年ごとに再講習を義務付けることが定められ、18年4月1日から制度化されることとなりました。

【受講対象者】劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)で、収容人員が300人以上である特定防火対象物の防火管理者に選任されている方

【受講義務の期限】防火管理者に選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している方(同講習を受講して4年を超える方)は、選任された日から1年以内。それ以外の方(防火管理講習を受講して4年以内の方)は、最後に同講習を受講した日から5年以内

【講習内容】防火管理者として法的に求められる責務を的確に果たすために必要な事項。おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要および当該改正事項と防火管理との関係。最近の火災事例に基づく、防火管理業務の基本事項(出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育)の重要性について、おおむね3時間の講習が実施されます

詳しくは東久留米消防署予防課指導調査係 ☎71・0119へ。

に

正され、16年10月1日以降に建築する住宅に対して、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。また、既存の住宅は火災に備え、設置に努めるように定められました(ただし、今後、既存の住宅についても同警報器の設置が義務付けられる予定です)。

このように住宅火災は、もともと身近で危険な火災であると言えます。
「死因のトップは「逃げ遅れ」」
住宅火災による死因の約6割は「逃げ遅れ」です。これは高年齢者などが出火に気が付かず逃げ遅れてしまうケースが多いことに起因しています。実際に、住宅火災における死者

の半数以上は、65歳以上の高年齢者です。このような状況が続くと、社会の高齢化が進むにつれて、さらに死者が増える可能性があります。

注意

このような住宅火災による被害は、火災の早期発見・避難を行うことで未然に防ぐことができます。自分と家族の身を守るため、普段から防火意識を持つとともに、火災の発生をいち早く知らせる住宅用火災警報器等の確実な設置を心掛けましょう。
住宅火災とは、店舗、工場および事務所などの商用の建物ではなく、戸建てやアパート・マンションなど、一般に住宅として使われる建物での火災をいいます。

このように設置すればいいの
A お住まいの住宅は、まず就寝に使用する部屋と台所に設置し、順次、すべての部屋に設置しましょう。新築住宅は、住宅内の各居室、台所、階段に設置が必要です。
Q 消防署へ届け出る必要があるの
A 新築住宅に設置した場合、消防署への届出が必要です。
Q どこで買えるの
A 防災設備取り扱い店、電気店などで購入できます。販売店の詳細は消防署へお問い合わせください
詳しくは東久留米消防署予防課 ☎71・0119へ

住宅用火災警報器
設置 Q & A

火災発生時のサイレン

市内に火災が発生すると出場区域の消防団詰所のサイレンが吹鳴されます。このサイレンの目的は、火災予防広報の啓発および消防団員への召集信号です。サイレンの吹鳴は、30秒間吹鳴し6秒間休みの間隔で3回繰り返されます。
ご理解とご協力をお願いします。